

防災地域建設委員会資料

1 条例案

- (1) 島根県建築基準法施行条例及び島根県手数料条例の一部を改正する条例 ……P1

2 一般事件案

- (1) 県の行う建設事業に対する市町村の負担について ……P7
- (2) 変更契約の締結について
《神門通り線(2工区)防災安全交付金(街路)工事 第8期(宇迦橋上部工工事)》 ……P8

3 予算案

- (1) 令和6年度土木部9月補正予算案について ……P9

4 報告事項

- (1) スマートインターチェンジの事業許可について
【安来スマートIC(仮称)】 ……P17
- (2) 県営住宅家賃における誤徴収の対応について ……P18

令和6年10月1日・2日

土木部

島根県建築基準法施行条例及び島根県手数料条例の一部を改正する条例

1 概要

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和6年法律第53号）の施行により、建築基準法（昭和25年法律第201号）の一部が改正されることに伴い、関係条例について所要の改正を行うものである。

（参考）建築基準法改正の概要

【現行】

国、都道府県又は建築主事等を置く市町村（以下「国等」という。）が建築等する場合は、一般的な建築確認に代わるものとして、特定行政庁（建築主事）に建築計画を通知（計画通知）し、その計画が建築基準関係規定に適合していることの審査を受ける必要がある。（建築基準法第18条）

【改正内容】

計画通知の審査について、特定行政庁（建築主事）の他、民間の指定確認検査機関で行うことが可能とするものである。（建築基準法第18条に項の追加）

2 条例改正の概要

法改正に伴う引用条項の整理

(1) 島根県建築基準法施行条例

第11条第3項中「第18条第4項」を「第18条第5項」に改める。

(2) 島根県手数料条例

別表64の5の項第6号中「第18条第16項」を「第18条第20項」に改める。

3 施行期日

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第1条第3号の政令で定める日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令和6年法律第53号)(第14次地方分権一括法)の概要

基本的考え方

- ◆ 平成26年から、地方分権改革に関する「**提案募集方式**」を**導入**
 - ◆ 「令和5年の地方からの提案等に関する対応方針」(令和5年12月22日閣議決定)を踏まえ、関係法律の整備を行うもの
- ※ 対応方針(抜粋):「法律の改正により措置すべき事項については、所要の一括法案等を令和6年通常国会に提出することを基本とする。」

主な経緯等

- 平成25年
3月 地方分権改革推進本部(本部長:内閣総理大臣)発足
- 平成26年
4月 地方分権改革に関する提案募集の実施方針 決定
(以後、第5次～第13次 一括法成立)
- 令和5年
6月下旬 提案団体からのヒアリング
7月中旬 関係府省からの1次ヒアリング
9月上旬 関係府省からの2次ヒアリング
11月16日 地方分権改革有識者会議「令和5年の地方からの提案等に関する対応方針案」了承
12月22日 地方分権改革推進本部において、「令和5年の地方からの提案等に関する対応方針」決定
" 同方針を閣議決定
- 令和6年
3月15日 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」閣議決定
6月12日 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」可決・成立
6月19日 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」
(令和6年法律第53号)公布

法改正事項の概要(8事項9法律)

- ① 里帰り出産等における情報連携の仕組みの構築
(母子保健法)
- ② 幼稚園教諭免許状・保育士資格のいずれか一方のみで幼保連携型認定こども園の保育教諭等となることができる特例等の期限の延長
(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律、教育職員免許法)
- ③ 公立学校施設整備費国庫負担事業の対象となる事業の実施期間の延長(2か年度以内→3か年度以内)
(義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律)
- ④ 管理栄養士養成施設卒業者に係る管理栄養士国家試験の受験資格としての栄養士免許取得の不要化
(栄養士法)
- ⑤ オンラインによる獣医師の届出に係る都道府県経由事務の廃止
(獣医師法)
- ⑥ 国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物の計画通知に対する審査・検査等に係る指定確認検査機関の活用
(建築基準法)
- ⑦ 宅地建物取引業者名簿等の閲覧制度に係る対象書類の見直し
(宅地建物取引業法)
- ⑧ 生産緑地法に基づく買取申出のあった土地に係る公有地の拡大の推進に関する法律に基づく届出の不要化
(公有地の拡大の推進に関する法律)

施行期日

- (1) 令和7年4月1日
- (2) (1)により難しい場合 → (1)以外の個別に定める日

国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物の計画通知に対する 審査・検査等に係る指定確認検査機関の活用（建築基準法）

現
行

○建築主の種類によって、建築物を審査・検査等できる主体が異なる。

建築主		国/都道府県/建築主事を置く市町村 (計画通知※)	民間 (建築確認)
審査・検査等の主体	特定行政庁 (建築主事)	○	○
	指定確認検査機関	×	○

※計画通知：国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物の建築主は、工事に着手する前に、建築確認に代えて、建築計画を建築主事に通知しなければならない。



施行日：公布の日から6月を超えない範囲内で政令で定める日

支障

○老朽化した公営住宅の建替えや大規模災害時の公共施設の再建により**計画通知が急増※した場合に、建築主事が円滑に審査・検査等することが困難となる。**

※ 東日本大震災により、宮城県及び福島県では例年の3倍に増加（平成26年）。



見
直
し
後

○国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物についても、**指定確認検査機関による審査・検査等を可能とする。**

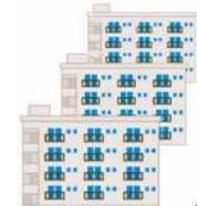
建築主		国/都道府県/建築主事を置く市町村 (計画通知)	民間 (建築確認)
審査・検査等の主体	特定行政庁 (建築主事)	○	○
	指定確認検査機関	○	○



効果

○円滑な審査・検査等が可能となる。

○建築主事の業務負担が軽減されることで、審査業務以外の業務（監査・違反是正・処分等）にも注力可能に。



島根県建築基準法施行条例新旧対照表

(第1条関係)

改正後	改正前
<p>島根県建築基準法施行条例</p> <p style="text-align: center; margin-left: 100px;">〔昭和48年3月27日〕 〔島根県条例第20号〕</p> <p>第1条～第10条 〔略〕</p> <p style="margin-left: 40px;">(手数料)</p> <p>第11条 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 法第18条第5項の規定に基づき知事の構造計算適合性判定を求めようとする者は、1の適合性判定建築物につき別表第5の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額の手数料を納付しなければならない。</p> <p>4 〔略〕</p> <p>第12条～第16条 〔略〕</p> <p style="margin-left: 40px;">附 則 〔略〕</p> <p>別表第1～別表第5 〔略〕</p>	<p style="text-align: center;">(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条～第10条 〔略〕</p> <p style="margin-left: 40px;">(手数料)</p> <p>第11条 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 法第18条第4項の規定に基づき知事の構造計算適合性判定を求めようとする者は、1の適合性判定建築物につき別表第5の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額の手数料を納付しなければならない。</p> <p>4 〔略〕</p> <p>第12条～第16条 〔略〕</p> <p style="margin-left: 40px;">附 則 〔略〕</p> <p>別表第1～別表第5 〔略〕</p>

島根県手数料条例新旧対照表

(第2条関係)

改正後			改正前		
島根県手数料条例 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 平成12年3月17日 島根県条例第5号 </div> 第1条～第7条 〔略〕 附 則 〔略〕 別表（第2条関係）			第1条 〔略〕 （手数料の納付及び額） 第2条 別表の中欄に掲げる者は、手数料を納付しなければならぬ。この場合において、当該手数料の金額は、同表の右欄に特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位につき、その他のものについては1件につきそれぞれ同欄に定める額とする。 第3条～第7条 〔略〕 附 則 〔略〕 別表（第2条関係）		
手数料の種別	手数料を納めなければならぬ者	手数料の額	手数料の種別	手数料を納めなければならぬ者	手数料の額
1～64の4 〔略〕			1～64の4 〔略〕		
64の5 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係手数料	(1)～(5) 〔略〕	〔略〕	64の5 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係手数料	(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（以下この項において「法」という。）第12条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画（以下この号から第6号までにおいて「計画」という。）の建築物エネルギー消費性能適合性判定（以下この号から第4号まで及び第6号において「適合性判定」という。）（以下この号において「計画の適合性判定」という。）を受けようとする者 ア・イ 〔略〕	〔略〕

<p>(6) 法第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく計画の適合性判定を受けた者 (法第25条第1項若しくは第35条第8項(法第36条第2項において準用する場合を含む。))又は都市の低炭素化の促進に関する法律第10条第9項若しくは第54条第8項の規定により適合性判定通知書の交付を受けたものとみなされる場合を含む。)であって、建築基準法第7条第1項の規定に基づく完了検査又は同法<u>第18条第20項</u>に規定する通知に対する完了検査を受けようとするもの ア～キ [略]</p>	<p>[略]</p> <p>[略]</p>	<p>(2)～(5) [略]</p> <p>(6) 法第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく計画の適合性判定を受けた者 (法第25条第1項若しくは第35条第8項(法第36条第2項において準用する場合を含む。))又は都市の低炭素化の促進に関する法律第10条第9項若しくは第54条第8項の規定により適合性判定通知書の交付を受けたものとみなされる場合を含む。)であって、建築基準法第7条第1項の規定に基づく完了検査又は同法<u>第18条第16項</u>に規定する通知に対する完了検査を受けようとするもの ア～キ [略]</p>	<p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p>
<p>65～67 [略]</p>	<p>65～67 [略]</p>		

県の行う建設事業に対する市町村の負担について

令和6年度建設事業市町村負担金負担率一覧表

分類	予 算 主管課	事 業 名		市町村負担率 (事業費の内 事務費を除く)	前年度 からの 見直し の有無	根 拠 法 令	
道梁 路事 橋業	道路維持課 道路建設課	県単道路整備事業		$\frac{1.5}{10}$	無	道路法(昭和27年法律第180号)第52条第1項	
砂 防 事 業	砂防課	急傾斜地崩壊 対策事業	大規模 斜面	公共施設、災害時要援 護者施設、避難関連に該 当するものについては、 右の負担率の各々2分 の1とする。	$\frac{1}{10}$	無	地方財政法(昭和23年法律 第109号)第27条第1項 ※家屋半壊以上の被害が あった場合
			その他		$\frac{2}{10}$	無	
		災害関連緊急 急傾斜地崩壊 対策事業	大規模 斜面	公共施設、災害時要援 護者施設、避難関連に該 当するものについては、 右の負担率の各々2分 の1とする。	$\frac{1}{10} \left(\frac{0.5}{10} \right) ※$	無	
			その他		$\frac{2}{10} \left(\frac{1}{10} \right) ※$	無	
		県単急傾斜地 崩壊対策事業	通常		$\frac{1}{3}$	無	
			災害関連	公共施設、災害時要援 護者施設、避難関連に該 当するものについては、 右の負担率の2分の1と する。	$\frac{2}{10}$	無	
都市計 画事 業	都市計画課	街路事業		$\frac{0.75}{10}$	無		
		県単街路事業		$\frac{1.5}{10}$	無		
都園 市事 公業		公園事業(施設)		$\frac{1}{10}$	無		
下 水 道 事 業	下水道 推進課	下水道事業		地 方 $\frac{1}{2}$ 負担の	無	下水道法(昭和33年法律第79号)第31条の2第1項	
		県単下水道事業		$\frac{1}{2}$	無		

変更契約の締結について

議案その三

番号	工 事 名	位 置	工事の概要	工 期
第128号 P 21	神門通り線（2工区） 防災安全交付金（街路）工事 第8期（宇迦橋上部工工事）	出雲市大社町修理免 ～ 杵築南地内	橋長 L=68.0m 幅員 W=13.0m 形式 ポストテンション方式 PC2径間連続 中空床版橋 架設工法 支柱式支保工	令和7年1月31日
変 更 の 概 要			変 更 理 由	
契約・工期		契約の相手方等		
・契約額の変更 494,230,000円 ↓ 506,132,000円 (11,902,000円 増額) ・工期の変更 令和6年3月1日～ 令和6年10月28日 ↓ 令和6年3月1日～ 令和7年1月31日 (95日間延長)		極東興和株式会社 松江営業所 所長 矢田 博貴 (R 6 . 7 . 3 0 仮契約)		主な理由 【支保工計画の変更による増】 橋梁の上部工架設に必要な支保工の設置に先立ち、現地状況を確認したところ、当初想定していた地盤状況と異なることが判明し、支保工計画の見直しが生じたため。

(2) 債務負担行為補正 3,237 百万円 (注) 流域下水道事業会計を除く
うち追加分 484 百万円
変更分 2,753 百万円

・道路や河川事業等における事業進捗や計画変更に伴う追加及び変更

(3) 流域下水道事業会計

・社会資本整備総合交付金事業の国の予算内示及び人事異動後の現員現給の反映に伴う補正等

1) 収益的収支〔費用〕 ▲5 百万円
2) 資本的収支〔支出〕 16 百万円
3) 債務負担行為補正 555 百万円
うち追加分 480 百万円
変更分 75 百万円

令和6年度9月補正予算案
土木部公共事業総括表(一般会計、特別会計、流域下水道事業会計)

単位:百万円

事業区分		予算区分	補正前の額 (A)	補正額 (B)	補正後額 (C=A+B)	比較 (C/A)
公共 (改良系)	補助公共	道 路	17,160	▲ 1,743	15,417	90%
		河川・ダム	2,773	▲ 182	2,591	93%
		砂 防	2,003	330	2,333	116%
		港湾・空港	2,113	▲ 165	1,948	92%
		街路・公園	2,503	160	2,663	106%
		下 水 道	981	6	987	101%
		住 宅	848		848	100%
		文化財調査	24		24	100%
		災害関連	1,410	63	1,473	104%
	補助公共計		29,815	▲ 1,531	28,284	95%
	県単公共	道 路	505	804	1,309	259%
		河川・ダム	2,142		2,142	100%
		砂 防	454		454	100%
		港湾・空港	1,105		1,105	100%
		街路・公園	437		437	100%
		下 水 道	1,319	14	1,333	101%
		住 宅	91		91	100%
		地域整備促進等	464		464	100%
		災害関連	1,710	104	1,814	106%
県単公共計		8,227	922	9,149	111%	
公共計		38,042	▲ 609	37,433	98%	
維持修繕費	補助 修繕 繕維	道 路	2,402	463	2,865	119%
		補助維持修繕計	2,402	463	2,865	119%
	県単 維持 修繕	道 路	6,942	300	7,242	104%
		河川・ダム	1,625	502	2,127	131%
		砂 防	567	24	591	104%
		港湾・空港	115		115	100%
		地域整備促進	940		940	100%
	県単維持修繕計		10,189	826	11,015	108%
	維持修繕費計		12,591	1,289	13,880	110%
	公共+維持修繕費		50,633	680	51,313	101%
直轄負担金		7,053		7,053	100%	
災害復旧費		4,480	974	5,454	122%	
受託事業費		839		839	100%	
総合計		63,005	1,654	64,659	103%	

- 注 1) 社会資本整備総合交付金、防災安全交付金は補助公共に計上。
 2) 砂防には、急傾斜地崩壊対策事業、地すべり対策事業を含む。
 3) 港湾、住宅には、特別会計上分を含む。
 4) 下水道には、流域下水道事業会計上分(資本的支出の建設改良費)を含む。
 5) 災害復旧費には、県単災害復旧費を含む。

令和6年度9月補正予算案 土木部課別予算額

(流域下水道事業会計を除く)

1. 一般会計

(単位：千円)

課名	補正前の額 (A)	補正額 (B)	補正後額 (C = A + B)	比較 (C / A)
土木総務課	2,756,820	65,205	2,822,025	102.4%
技術管理課	457,231	14,254	471,485	103.1%
用地対策課	4,097,274	6,335	4,103,609	100.2%
道路維持課	13,834,417	1,955,841	15,790,258	114.1%
道路建設課	15,610,242	▲ 2,063,633	13,546,609	86.8%
高速道路推進課	5,333,054	14,642	5,347,696	100.3%
河川課	11,446,480	415,011	11,861,491	103.6%
斐伊川神戸川対策課	281,415	12,208	293,623	104.3%
港湾空港課	5,575,705	▲ 90,485	5,485,220	98.4%
砂防課	8,504,888	1,252,295	9,757,183	114.7%
都市計画課	3,902,241	135,277	4,037,518	103.5%
下水道推進課	735,430	6,635	742,065	100.9%
建築住宅課	1,235,700	2,498	1,238,198	100.2%
一般会計合計	73,770,897	1,726,083	75,496,980	102.3%

補正額の財源内訳

国庫支出金	使用料・手数料	分担金・負担金	県債	その他の特定財源	一般財源	計
▲ 208,585	0	14,940	950,700	0	969,028	1,726,083

2. 特別会計

(単位：千円)

課名	補正前の額 (A)	補正額 (B)	補正後額 (C = A + B)	比較 (C / A)
港湾空港課 (臨港地域整備特別会計)	1,117,004	5,701	1,122,705	100.5%
建築住宅課 (県営住宅特別会計)	3,700,645	15,578	3,716,223	100.4%
特別会計合計	4,817,649	21,279	4,838,928	100.4%

補正額の財源内訳

国庫支出金	使用料・手数料	分担金・負担金	県債	繰入金	その他の特定財源	計
35,801	8	0	▲ 35,800	5,761	15,509	21,279

令和6年度9月補正予算案 債務負担行為補正 (流域下水道事業会計を除く)

債務負担行為の設定 3,236,600千円 (追加:484,000千円、変更:2,752,600千円)

〔一般会計:追加分〕

事項(事業)	期間(年度)	限度額(千円)	内 容	
			箇所・概要	位置
社会資本整備総合交付金事業費	7~8	160,000	(主)桜江金城線 市山A工区 橋梁上部工 160,000千円	江津市
県単河川維持修繕費	7	160,000	朝酌川 護岸工、根継工、地盤改良工 160,000千円	松江市
県単空港事業費	6~7	15,000	石見空港 空港維持管理業務 15,000千円	益田市
県単空港事業費	7	35,000	隠岐空港 滑走路端安全区域整備基本設計業務 20,000千円	隠岐の島町
			ほか1件	
空港管理事業費	6~7	4,000	隠岐空港 隠岐空港ターミナルビル等庁舎清掃業務 4,000千円	隠岐の島町
県単急傾斜地崩壊対策事業費	7	109,000	石見銀山地区 落石防護柵工 100,000千円	大田市
			ほか1件	

〔一般会計:変更分〕

※「限度額」欄の括弧書きは、補正前の限度額

事項(事業)	期間(年度)	限度額(千円)	内 容	
			箇所・変更内容	位置
社会資本整備総合交付金事業費	7	8,249,000 (7,495,000)	(一)桜江旭インター線 山中大橋 落橋防止工 0千円→80,000千円(+80,000千円)	江津市
			(主)安来木次線 切川2工区 擁壁工 120,000千円→240,000千円(+120,000千円)	安来市
			佐陀川 護岸工、堤防盛土工 0千円→80,000千円(+80,000千円)	松江市
			西郷港 LEDトンネル照明器具取付 0千円→30,000千円(+30,000千円)	隠岐の島町
ほか8件				
道路メンテナンス事業費	7	372,000 (340,000)	(一)母衣町雑賀町線 大橋 橋梁修繕工 0千円→32,000千円(+32,000千円)	松江市
道路橋梁維持修繕費	6~7	1,523,500 (1,481,500)	(国)187号 可部橋(橋梁修繕(PCB対策)) 廃棄物運搬処分 0千円→20,000千円(+20,000千円)	吉賀町
			ほか2件	
道路橋梁維持修繕費	7	334,500 (194,500)	(国)187号 可部橋(橋梁修繕(PCB対策)) 塗装工 0千円→140,000千円(+140,000千円)	吉賀町
道路橋梁維持修繕費	6~8	391,000 (376,400)	(国)184号外 道路バトロール外部業務 376,400千円→391,000千円(+14,600千円)	全県
国庫国道道路改良事業費	7	889,000 (749,000)	(主)益田阿武線 須子工区 舗装工 0千円→140,000千円(+140,000千円)	益田市
大規模特定河川事業費	7	405,000 (220,000)	中川 橋梁工、護岸工 115,000千円→300,000千円(+185,000千円)	松江市
受託事業費	7	182,000 (127,000)	中川 橋梁工、護岸工 20,000千円→75,000千円(+55,000千円)	松江市
ダム管理事業費	7	32,000 (22,000)	益田川ダム テレメータ設備更新工事 0千円→10,000千円(+10,000千円)	益田市
河川総合開発事業費	7	438,000 (408,000)	矢原川ダム 岩盤剪断強度試験業務 0千円→30,000千円(+30,000千円)	浜田市

河川総合開発事業費	7~8	3,000,000 (2,000,000)	矢原川ダム トンネル工事 2,000,000千円→3,000,000千円(+1,000,000千円)	浜田市
ダムメンテナンス事業費	7	200,000 (170,000)	益田川ダム ダム管理用制御設備更新 150,000千円→180,000千円(+30,000千円)	益田市
港整備交付金事業費	7	520,000 (320,000)	西郷港 小田地区 岸壁整備 200,000千円→400,000千円(+200,000千円)	隠岐の島町
特定土砂災害対策推進事業費	7	350,000 (280,000)	新市中奥尻 道路工、堰堤工 0千円→50,000千円(+50,000千円)	雲南市
				ほか1件

【臨港地域整備特別会計:追加分】

事 項 (事 業)	期 間 (年 度)	限 度 額 (千 円)	内 容	
			箇 所・概 要	位 置
港湾管理事業費	6~7	1,000	西郷港 西郷港旅客上屋機械警備業務 1,000千円	隠岐の島町

【臨港地域整備特別会計:変更分】

※「限度額」欄の括弧書きは、補正前の限度額

事 項 (事 業)	期 間 (年 度)	限 度 額 (千 円)	内 容	
			箇 所・変 更 内 容	位 置
港湾建設費	7	200,000 (150,000)	西郷港 小田地区 ふ頭用地整備 150,000千円→200,000千円(+50,000千円)	隠岐の島町

令和6年度9月補正予算案 流域下水道事業会計

1. 主な補正内容

(1) 収益的収支

- ① 営業費用 ▲ 5,347 千円
 - ・ 職員給与実績に合わせた給与費の減

(2) 資本的収支

- ① 建設改良費 16,261 千円
 - ・ 社会資本整備総合交付金事業の国の予算内示に伴う増

2. 収支見込み

(単位：千円、税込み)

科目等		補正前の額 (A)	補正額 (B)	補正後の額 (C=A+B)	概要等 (単位：百万円)	
収益的収支	流域下水道事業収益	営業収益	2,239,815	0	2,239,815	
		営業外収益	2,540,252	▲ 180	2,540,072	一般会計からの補助金
		収益計(a)	4,780,067	▲ 180	4,779,887	
	流域下水道事業費用	営業費用	4,838,137	▲ 5,347	4,832,790	職員給与費
		営業外費用	131,407	0	131,407	
		予備費	2,000	0	2,000	
		費用計(b)	4,971,544	▲ 5,347	4,966,197	
	収 支(a-b) (当期損益)		▲ 191,477 (▲ 134,561)	5,167 (5,175)	▲ 186,310 (▲ 129,386)	() は税抜き

科目等		補正前の額 (A)	補正額 (B)	補正後の額 (C=A+B)	概要等 (単位：百万円)	
資本的収支	資本的収入	企業債	967,434	▲ 1,100	966,334	
		国庫補助金	481,500	25,400	506,900	社会資本整備総合交付金 防災・安全交付金
		他会計補助金	380,386	240	380,626	一般会計からの補助金
		建設費負担金	851,601	▲ 5,937	845,664	
		収入計(c)	2,680,921	18,603	2,699,524	
	資本的支出	建設改良費	2,300,387	16,261	2,316,648	交付金事業 6 県単事業 11
		企業債償還金	578,969	0	578,969	
		予備費	5,000	0	5,000	
		支出計(d)	2,884,356	16,261	2,900,617	
	補 填(e)		203,435	▲ 2,342	201,093	損益勘定留保資金 ほか
収 支(c-d+e)		0	0	0		

3. 債務負担行為補正

債務負担行為の設定 555,000千円（うち追加 480,000千円、変更 75,000千円）

事 項 (事業)	期間 (年度)	限度額 (千円)	備 考
汚泥処分業務	R6~R8	841,000	
第2期企業会計システム構築事業費	R6~R12	36,000	
東部処理区幹線管渠調査・点検業務	R6~R7	60,000	
東部処理区マンホール更生工事	R7	300,000	
東部浄化センター2-2系生物反応槽改築工事	R6~R8	525,000 (450,000)	変更(+75,000千円)
東部浄化センター非常用発電機原動機更新工事	R7	150,000	
東部浄化センターN○.4遠心脱水機定期修繕工事	R7	105,000 (0)	追加
東部浄化センター2系次亜塩注入ポンプ他更新工事	R7	135,000 (0)	追加
西部処理区幹線管渠調査・点検業務	R6~R7	60,000	
西部処理区境橋中継ポンプ場他(水処理・電気設備)改築工事	R6~R8	320,000	
西部処理区照明器具更新工事	R7	105,000 (0)	追加
西部処理区N○.3ターボブロワ、吐出弁、電動機定期修繕	R7	135,000 (0)	追加
計		2,772,000 (2,217,000)	

※括弧書きは、変更前の期間、限度額

スマートインターチェンジの事業許可について【安来スマートIC（仮称）】

国土交通省からNEXCO西日本に対し、安来スマートインターチェンジ(仮称)の事業許可を行ったことが令和6年9月6日に発表されました。

1 事業概要

路線名：一般国道9号（安来道路）
 設置場所：安来市飯島町・切川町
 事業主体：NEXCO 西日本、安来市
 形式：フル方向IC
 運用形態：ETC 車載器を搭載した
 全車種 24時間



2 整備効果

○産業活性化の支援



(国交省HPより抜粋)

○まちづくりの支援



(国交省HPより抜粋)

- ・ 中心市街地から高速道路へのアクセス性向上による流通効率化
- ・ 新たな事業用地の整備による企業立地の促進

- ・ 新たな産業系用途の追加によるまちづくりの推進

県営住宅家賃における誤徴収の対応について

1 概要

県営住宅家賃を決定する際の基礎となる入居世帯の収入算定において、名義人を被扶養者とする「老人扶養控除」又は「特定扶養控除」の適用をしていなかったことから、本来当該控除を適用すべきであった一部の入居者（退去者を含む。以下「対象者」という。）において、家賃の過大徴収が生じていたものである。

なお、老人扶養控除は昭和52年度から、特定扶養控除は平成3年度から公営住宅法施行令に規定されている。

老人扶養：70歳以上の方の扶養に係る控除 特定扶養：16歳以上23歳未満の方の扶養に係る控除

2 事実判明の経緯

本年6月28日付け国土交通省住宅局住宅総合整備課からの事務連絡を受け、本県の誤りを認知したものである。

この事務連絡は、他の自治体で同様の控除適用の誤りがあったことから、その周知のため全国に発出されたものである。

3 対応状況

- (1) 令和6年8月27日に公表。
- (2) 入居中の対象者について、本年9月分から正しい家賃を適用している。
- (3) 過大徴収の実態について現在調査中であり、本年10月末までに全容を把握する。なお、平成18年3月以前については資料がないことから、県において把握することが困難である。

4 家賃の返還について

過大徴収の全容を把握の上、以下の対応を行う。

- (1) 平成18年4月分から本年8月分までに徴収した家賃を対象に、県から対象者に対し、返還額等を通知の上、返還する。
- (2) 平成18年3月以前の過大徴収額について、当該控除が適用となった昭和52年4月以降を対象に、本人の申出に基づき返還の対応をする。

※申出の期限は、令和7年3月末までとする。

また、申出に関する詳細は県のホームページに掲載するほか、県広報により周知を図る。

5 再発防止策

内部マニュアルを適正化し、今後はそれに従って適切に処理を行うとともに、確認作業も徹底。